

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の
給与に関する条例

昭和45年3月5日

条例第9号

改正 平成2年6月条例第3号

同 4年11月 同 第3号

同 17年5月 同 第2号

令和3年11月 同 第2号

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の給与に関しては、三条市職員の給与に関する条例（平成17年三条市条例第47号）の本則、附則及び別表第1並びに三条市技能労務職員の給与等に関する規則（平成17年三条市規則第23号）別表第1を準用する。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（平成2年6月条例第3号）

この条例は、平成2年6月5日から施行する。

附 則（平成4年11月条例第3号）

この条例は、平成4年12月15日から施行する。

附 則（平成17年5月条例第2号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（令和3年11月条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。